

事 務 連 絡  
令 和 5 年 3 月 31 日

各都道府県フロン排出抑制法担当課（室） 御中

環境省地球環境局地球温暖化対策課  
フロン対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課  
オゾン層保護等推進室

### フロン類GWP告示の全部改正について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及び第十四条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（令和5年経済産業省・環境省告示第3号。これを「フロン類GWP告示」という。）」が別添1のとおり公布されたところです。

この告示の趣旨及び内容は、別添2のとおりですので、十分に御留意の上、法の厳正かつ実効性のある執行をお願いするとともに、貴都道府県の第一種特定製品の管理担当部局及び第一種フロン類充填回収業者へも改正内容の周知のほどお願いいたします。

（本件連絡先）

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

担 当：長澤、渡部

T E L：03-5521-8329

E-mail：[furon@env.go.jp](mailto:furon@env.go.jp)

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

担 当：富田、池田

T E L：03-3501-4724

E-mail：[bzl-gyoumu-ozone@meti.go.jp](mailto:bzl-gyoumu-ozone@meti.go.jp)